

個人情報取扱事務の内容のお知らせ

利根町個人情報条例第6条第4項に基づき、開始された個人情報取扱事務を公表します。

事務の名称	利根町立小学校統合準備委員会運営事務		
担当課・係	学校教育課・総務係	事務開始日	令和2年10月1日
事務の目的・概要	令和5年度に町内小学校を布川小学校に統合するために必要な準備、検討およびその調整を図るため「利根町立小学校統合準備委員会設置要綱（令和2年教育委員会告示第8号）」に基づき設置した委員会の運営に関する事務		
対象者の範囲	利根町立小学校統合準備委員会委員 ・児童生徒の保護者 ・地域住民の代表者 ・教職員の代表 ・その他教育委員会が認必要と認める者		
収集する事項	住所、氏名、生年月日、電話番号、口座番号など、		
収集先	本人		
目的外利用	なし	外部提供	なし

個人情報保護制度とは

この制度は、町が持っている個人情報全般について具体的な管理ルールを定めるとともに、本人からの請求により自己に関する情報の開示や訂正などを求めることができる制度です。

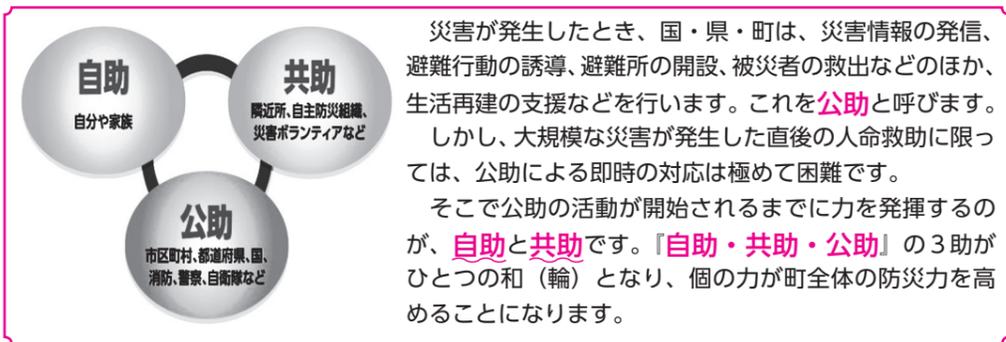
この制度の実施により、個人情報を適正に取り扱い、町民の皆さまのプライバシーを保護しようとするものです。

問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 ☎68-2211（内線318）

※個人情報の取り扱い内容については、各担当課にお問い合わせ願います。

『自助・共助・公助の連携（相互協力）』

～災害直後の行動が人命を救う！～



自助

自らの身は自ら守ることで。主に事前の防災対策から、他人に頼れない発災時に、災害での命を左右するのは、自助努力が重要になってきます。

共助

個人や一家庭の力だけではどうにもならない状況において隣近所同士、地域で力を合わせ助け合うことです。特に、発災直後に力を発揮し、避難や後片付けにも有効です。

公助

町民の力では、どうにもならない状況での最後の受け皿と言える存在であり、災害への対応のほか、生活再建段階で力になります。

問い合わせ先 役場総務課 消防交通係 ☎68-2211（内線316）

次回の町選挙から選挙運動費用の公費負担制度が変わります！

公職選挙法の改正により、町村議会議員および町村長の選挙における選挙運動費用の公費負担の対象が拡大されるとともに、これまで町村議会議員選挙において禁止されていた選挙運動用のビラの頒布も可能となりました。

町では、利根町議会議員および利根町長の選挙において立候補しやすい環境を整備することを目的に「利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定しました。両選挙の公費負担の対象および公費負担上限額は下記のとおりとなります。

また、選挙運動費用の公費負担の拡大に伴い、町村議会議員選挙においても供託金制度が導入され、15万円（町村長選挙はこれまでどおり50万円）の供託金が必要となりました。

①選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象	公費負担上限額
一般運送契約（ハイヤー業者等）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日において1台に限る。）	各日について64,500円
その他の契約	ア 自動車借入契約（レンタル）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日において1台に限る。）
	イ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	ウ 運転者雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額
		各日について15,800円
		7,560円に選挙運動の日数を乗じて得た額
		各日について12,500円

②選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価	作成枚数	公費負担上限額
選挙運動用ビラの作成費用	7円51銭以内	町議会議員選挙 1,600枚以内 町長選挙 5,000枚以内	町議会議員選挙 12,016円 町長選挙 37,550円
選挙運動用ポスターの作成費用	1,500円以内	93枚以内（注） （ポスターの掲示場数 84カ所×1.1）	139,500円（参考）

（注）ポスター掲示場数は、選挙管理委員会が選挙の都度決定します。

<参考>平成31年4月21日執行の利根町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場数 84カ所

③供託金

選挙	供託金	供託物没収点
町村議会議員選挙	15万円	有効投票総数 / 議員定数 × 1 / 10
町村長選挙	50万円	有効投票総数 × 1 / 10

※得票数が供託物没収点に達しない候補者は、公費負担の対象となりません。

公費負担の詳細につきましては、町公式ホームページ（<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004101.html>）をご覧ください。なるか、利根町選挙管理委員会までお問い合わせください。

問い合わせ先

利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線318）



▲詳しくはコチラ